

加古川市軽自動車税課税保留及び課税取消取扱要綱

平成31年1月22日

税 務 部 長 決 定

(趣旨)

第1条 この要綱は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）が所在不明、滅失、解体等の理由により課税することが適当でない状況にあると認められるもので、加古川市市税条例（昭和33年条例第13号）第84条第2項又は第3項に規定する申告書の提出がなされていないことにより課税されている場合において、課税の適正化を図るため、軽自動車税の課税保留及び課税取消（以下「課税保留等」という。）を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 課税保留 軽自動車税の課税を一時的に留めることをいう。
- (2) 課税取消 軽自動車税の課税取消事由の発生により、その課税を取消すことをいう。

(課税保留の対象範囲)

第3条 課税保留の対象となる軽自動車等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下「所有者等」という。）から軽自動車等が所在不明であるという申立があったもの
- (2) 所有者等が所在不明となり連続して3年にわたり納税通知書の公示送達を行ったもの
- (3) 所有者等が死亡し相続人が不明のもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、書類調査等により軽自動車等の実態を調査する必要があると市長が認めるもの

(課税取消の対象範囲)

第4条 課税取消の対象となる軽自動車等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 盗難、紛失又は不要品回収業者等が名義変更等の適正な手続きを取らず軽自動車等の所在が不明となっているもの
- (2) 天災、火災等により軽自動車等としての機能を失ったもの
- (3) 解体によって軽自動車等としての機能を失ったもの
- (4) 事故により修理をしても再び使用に耐えられないと認められるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、書類調査等により軽自動車等の実態を調査する必要があると市長が認めるもの

(課税保留等の手続等)

第5条 市長は、所有者等から軽自動車税課税保留申立書兼課税取消申請書（様式第1号）により第3条第1号に規定する課税保留の申立て若しくは第4条第1号から第4号までに該当することを理由とする課税取消の申請があった場合又は第3条第2号、第3号若しくは第4号若しくは第4条第5号に該当すると判断した場合は、軽自動車税課税保留及び課税取消調査書（様式第2号）により当該軽自動車等の実態の調査を行うものとする。

2 市長は、別表左欄に掲げる規定の適用に当たり、同表中欄に掲げる必要書類を確認したうえで、同表右欄に掲げる年度について課税保留又は課税取消を決定するものとする。

(課税保留等の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による実態調査により課税保留等の対象となる軽自動車等であることを確認した場合は、課税保留等の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により、課税保留の申立てに対する可否を決定した場合においては、軽自動車税課税保留申立に対する決定通知書（様式第3号）により所有者等に通知しなければならない。

3 市長は、課税保留の状態が連続して3年を経過した軽自動車等について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年度の課税台帳を抹消するものとする。

(1) 3年を経過した日が年度の初日である場合 同日の属する年度

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 3年を経過した日の属する年度の翌年度

4 市長は、第1項の規定により、課税取消の申請をした者に対する処分を決定した場合においては、税額更正通知又は軽自動車税課税取消申請に対する決定通知書（様式第4号）により所有者等に通知しなければならない。

(課税保留等の取消し)

第7条 課税保留等を決定した後、課税保留等の対象とならない事実を確認した場合又は不正な手段によって当該課税保留等の決定を受けたことが判明した場合は、市長は当該課税保留等の決定を取り消す。ただし、所在不明となっている軽自動車等が発見又は返還された場合は、発見又は返還された日の前日の属する年度の翌年度から課税するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

この要綱は、平成31年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。ただし、この要綱の規定中軽自動車税（種別割）に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税（種別割）に適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の加古川市軽自動車税課税保留及び課税取消取扱要綱の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

（1）課税保留手続一覧

適用条文	必要書類	適用年度
第3条第1号	軽自動車税課税保留申立書兼課税取消申請書及び本人確認ができる書類の写し	税務職員が調査し、当該事実を認定した日の前日の属する年度の翌年度から
第3条第2号	過去3年分の公示送達書	税務職員が調査し、当該事実を認定した日の前日の属する年度の翌年度から
第3条第3号	戸籍謄本等	所有者等が死亡した日の前日の属する年度の翌年度から
第3条第4号	市長が必要と認める書類	税務職員が調査し、当該事実を認定した日の前日の属する年度の翌年度から

（2）課税取消手続一覧

適用条文	必要書類	適用年度
第4条第1号（盗難又は紛失によって軽自動車等の所在が不明となっていることを理由とするものに限る。）	軽自動車税課税保留申立書兼課税取消申請書、本人確認ができる書類の写し、盗難届出済証明書その他の警察署が発行した書類	証明書等に記載された盗難若しくは紛失した日又は申請書に記載された当該事由発生日の前日の属する年度の翌年度から
第4条第1号（不不要品回収業者等が名義変更等の適正な手続きを取らず軽自動車等の所在が不明となっていることを理由とするものに限る。）	軽自動車税課税保留申立書兼課税取消申請書、本人確認ができる書類の写し、不要品回収業者等が発行した引き渡した日がわかる書類等	書類等に記載された引き渡した日の前日の属する年度の翌年度から
第4条第2号	軽自動車税課税保留申立書兼課税取消申請書、本人確認ができる書類の写し、被災証明書その他の被災した事実を証明するもの	証明書等に記載された被災の日の前日の属する年度の翌年度から
第4条第3号	軽自動車税課税保留申立書兼課税取消申請書、本人確認ができる書類の写し、解体証明書その他の解体した事実を証明するもの	証明書等に記載された解体の日の前日の属する年度の翌年度から

	もの	
第4条第4号	軽自動車税課税保留申立書兼課税取消申請書、本人確認ができる書類の写し、事故証明書その他の事故による被害を受けたことを証明するもの	証明書等に記載された事故発生日の前日の属する年度の翌年度から
第4条第5号	市長が必要と認める書類	税務職員が調査し、当該事実を認定した日の前日の属する年度の翌年度以後の年度のうち納付が確認されない年度その他市長が課税を取り消すことが適当と認める年度